

登録コード	J6040300	開講年度	2026			
授業科目	水環境法				担当教員	小林 寛 他
英文授業名	Environmental Water Law				副担当	箕輪 さくら
単位数	2	講義期間	前期	曜日・時限	月曜・3時限	対象学年
講義室	経法第3講義室	授業区分	講義	遠隔授業科目		(20・23カリ対象科目) 法：3年
信大コンピテンシー 該当						
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」				⇔	【授業の達成目標】
	経法20加 現代社会が抱える課題に対して、社会科学の専門性を軸足とする解決方法を提案し、自然科学と協働しながら課題解決に導く力を身につける。				⇔	・現代社会が抱える課題としての水環境問題に対して、法学の専門性を軸足とする解決方法を提案し（水質汚濁防止法制、上下水道法制、公物管理と流域管理法制等），自然科学と協働しながら水環境問題の課題解決に導くための説明や提案ができるようになる。
	経法23加（2026改）・総合法律，経法23加・総合法律 法学の専門領域の基礎能力として，リーガルマインドを備え，現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。				⇔	リーガルマインドを備え，水環境問題を法的に解決していく上で必要な環境法学・行政法学体系の基礎専門知識を身につけ，説明ができるようになる。
	経法23加（2026改）・総合法律，経法23加・総合法律，経法20加・総合法律 環境問題や，企業や行政の組織内において，日々生起する諸問題について，理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち，総合的に解決していくことのできる能力を身につける。				⇔	・環境問題や企業及び行政の組織内で生じる問題について，水環境法に関する知見を基礎に，理工学や経済学分野の思考方法をも踏まえた総合的な解決方法を提示し，その内容を説明することができるようになる。
(2)授業で学べる「テーマ」	環境共生、防災減災					
(3)全学横断特別教育プログラム	環境マインド実践人材養成コース					
(4)授業の概要	・ 私たちの生活に不可欠な「水」に関わる法（水環境法）がいかなる内容を持つか，いかに執行されるか，水環境法に関わる法理論がいかなる内容を持つかを考察しつつ概説を行う。 ・ 第1回～第10回（小林担当回）では，水環境の現状と課題、水環境に関わる法制度（水質汚濁防止法，公物法の観点など）の内容を具体的に考察・概説する。 ・ 第11回～第15回（箕輪担当回）では，法律と並んで重要な役割を果たす条例の制定とその限界に関して概説した後，水環境法がいかに執行されるかを考察する。					
(5)授業計画	＊授業計画は変更の可能性があります。 1. 初回ガイダンス，水環境の現状と課題，水環境法の全体像 2. 水質汚濁の防止・対策に関する法制度（1）（水質汚濁防止法等） 3. 水質汚濁の防止・対策に関する法制度（2）（湖沼保全法，水道水源法等） 4. 海洋汚染の防止・対策に関する法制度（海洋汚染防止法等） 5. 上下水道に関する法制度 6. 森林の保全に関する法制度 7. 河川に関する法制度 8. 公物法の基礎（公物の概念・分類，公物の使用関係等） 9. 公物管理権 10. 公物管理と国家賠償1 11. 公物管理と国家賠償2 12. 公物法と流域管理法制・環境法 13. 環境条例の意義と歴史 14. 条例制定権の限界 15. 水資源を護るための条例，授業アンケート					
(6)成績評価の方法	・ レポート（80％）および授業への積極的取組状況（20％）で評価する。 ・ レポート80％の内訳は，第1回～第7回（小林担当回）：40％（課題発表は第6回目，課題提出期限は第10回目），第8回～第15回（箕輪担当回）：40％（課題発表は第13回目，課題提出期限は第15回目の授業の1週間後），とする。 ・ 授業への積極的取組状況（20％）は，レスポンスシート（原則として毎回実施）を用いて評価する。20％の内訳は，第1回～第7回（小林担当回）：10％，第8回～第15回（箕輪担当回）：10％とする。					
(7)成績評価の基準	・ 授業で解説した基本的事項に関する課題に応答することができれば「水準にある」，課題に対する適切な記述ができれば「やや上にある」，さらに，課題における問いに対して論理一貫性のある解答ができれば「かなり上にある」，加えて，全ての課題に対して説得的な解答ができれば「卓越している」。					
(8)事前事後学習の内容	・ 本授業を履修するには，平均して週に3時間程度の事前・事後学習の時間を確保することが求められる。 【事前学習】 予め指定する授業資料を読み，理解できる部分と理解が難しい部分を明らかにすること。また，予め指定する判例を読み，事実の概要と判旨を確認すること。 【事後学習】 授業で扱った関係法令の規定や授業資料を読み直し，理解が十分ではない部分については，授業中に言及される参考文献を参照し，理解を深めること。 授業終了後の検討課題を提示することがあるので，その場合には，次回授業時までには検討しておくこと。					

(9)履修上の注意	・受講者は、環境法Ⅰ・環境法Ⅱ・行政法・行政救済法・自治体法の授業を履修済みまたは並行して履修していることが望ましい。 ・毎回の授業に出席しノートやメモをとること、レポート課題が出された場合にはそれに取り組み提出することが必要である。授業への毎回の出席を基本とする。
(10)質問,相談への対応	・第1回～第7回（小林担当回）について、質問などがあれば、授業中および授業後に受け付ける。もし授業後に研究室に来室する場合にはメールで事前に来室日時を担当教員と相談すること。 ・第8回～第15回（箕輪担当回）について、質問・相談などがあれば、授業の各回終了後に教室で受け付ける。 ・その他、各担当教員の指示に従うこと。
【教科書】	・教科書は特に指定しない。
【参考書】	・授業中に適宜指示する。 ・第1回～第6回（小林担当回）に関係する教科書・体系書として、大塚直『環境法BASIC第4版』（有斐閣，2023），大塚直『環境法第4版』（有斐閣，2020），小賀野晶一＝奥田進一〔編〕『森林と法』（成文堂，2021） ・第7回～第12回（船渡担当回）に関係する教科書・体系書として、宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法（第7版）』（有斐閣，2021）489-512頁，興津征雄『行政法Ⅰ 行政法総論』（新世社，2023）618-642頁。 ・第13回～第15回（箕輪担当回）に関係する教科書・体系書として、北村喜宣『自治体環境行政法 第10版』（第一法規，2024），原島良成編著『自治立法権の再発見 北村喜宣先生還暦記念論文集』（第一法規，2020）の第1部一般理論編。